

令和3年5月8日

社員・会員各位

第3次緊急事態宣言の期間延長発令への対応について

キャプテン 小野一郎

皆様ご案内の通り、全国的な新型コロナウイルス感染再拡大が未だ収拾がつかない状況の中で、今般政府は4月23日に発出されました第3回目の緊急事態宣言期間（4月25日～5月11日／首都圏及び近畿圏）の延長を決定いたしました。

こういった厳しい状況を踏まえ、倶楽部といたしましては、今後も引き続き安全・安心な倶楽部運営を継続していくために、延長されました緊急事態宣言期間中（～5月31日）につきましても引き続き下記通り対応させていただきますのでお知らせ致します。

記

- ◎全日にわたり、酒類の提供を中止させていただきます。
- ◎浴場の利用は、シャワーのみの利用とさせていただきます。
- ◎プレイ後のご飲食利用時間は30分程度を目安にお願い致します。

以上の内容につきましては、ご同伴、ご紹介のゲストの皆様にも周知頂きますよう改めてお願い致します。

なお、更なる期間延長等、状況に変化が有れば改めてご連絡致します。

以上